



小矢部市告示第84号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 260条第 1 項の規定により、本市の字の区域を次のとおり変更するものとし、同条第 2 項の規定により告示する。

上記の処分は、土地改良法（昭和24年法律第 195号）の規定による綾子地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生じるものとする。

平成18年 9 月27日

小矢部市長 大 家 啓



| 市町村名 | 従前の大字、字の区域を変更し、大字「綾子」字「向島」に編入する区域 | | |
|------|-----------------------------------|----|--|
| | 大字名 | 字名 | 地番 |
| 小矢部市 | 福久新 | 大島 | 209の1、229から258まで、259の1、259の3、260から287まで、289から292まで |

上記の区域内にある市有地の全部を含む。